

## 教 育 経 済 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和2年2月28日(金曜日)  
午前10時56分～午後0時03分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 戎屋昭彦 委員長 下井克己 副委員長  
徳並伍朗 委員 秋山哲朗 委員  
岩本明央 委員 秋枝秀稔 委員  
猶野智和 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員  
荒山光広 議長
- 6 出席した事務局職員  
石田淳司 議会事務局長 阿武泰貴 議会事務局係長  
篠田真理 議会事務局主任
- 7 説明のため出席した者の職氏名  
西岡晃市 市長 波佐間敏 副市長  
中本喜弘 教育長 志賀雅彦 建設農林部長  
西田良平 観光商工部長 金子彰 教育委員会事務局長  
末岡竜夫 商工観光部次長 佐伯憲一 建設課長  
千々松雅幸 観光総務課長 早田忍 観光振興課長  
西村明久 商工労働課長 斉藤正憲 生涯学習スポーツ推進課長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前10時56分開会

○委員長（戒屋昭彦君） ただいまより、教育経済委員会を開会いたします。

西岡市長のほうから申出がございましたので、それを許可いたします。

○市長（西岡 晃君） 委員長のお許しをいただきましたので、一言発言をさせていただきます。

本日、朝8時45分より、緊急の新型コロナウイルス対策本部会議を開催をいたしました。

昨日の安倍総理の小・中・高休校の要請を受け、美祢市内の小学校、中学校を、3月2日月曜日より春休み明けまで休校とすることといたしました。本日中に保護者等に連絡を入れ、今後の対応について説明をいたすところでございます。

また、3月7日の中学校卒業式については、規模、式典、広報等を変更し実施をいたします。また、小学校卒業式については、今後の状況等を見て判断をいたします。

また、確定申告の期間延長については、市といたしましても相談窓口を延長し対応をいたします。

3月10日までの市主催のイベントについて、延期または中止とさせていただいておりましたが、この期間を3月末までといたさせていただきます。みね桜まつり、草炎桜まつり、大正洞桜まつりが実行委員会のほうで開催の中止が決定されておりますので、お知らせをいたします。

また、経済のほうでございますが、美祢がんばる企業応援資金融資事業の拡充を図るべく、銀行等と協議に入らせていただきます。

また、3月2日から3月16日までの2週間、市の教育委員会の所管施設でございます文化施設や体育施設については閉館として、利用の制限をかけさせていただきます。

具体的には、図書館やスポーツセンター、体育館、プール、そして博物館等でございますが、また公民館におきましては、公民館も使用を制限をさせていただきますが、支所機能につきましては通常どおり行いたいというふうに思っております。

また、観光施設については、今後の状況をさらに注視しながら判断をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） ないようでしたら、暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

---

午前11時00分再開

○委員長（戎屋昭彦君） 休憩前に続き、委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案9件につきまして、審査いたしたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議長、報告等ございませんか。

○議長（荒山光広君） ありません。

○委員長（戎屋昭彦君） それでは、議案第3号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） それでは、議案第3号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第5号）について御説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,573万7,000円を追加し、総額を10億9,097万7,000円とするものであります。

最初に歳入でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

4款財産収入・1項財産運用収入・2目利子及び配当金を5万2,000円追加しております。

○委員長（戎屋昭彦君） 早田観光振興課長。

○観光振興課長（早田 忍君） 次に、5款繰入金・1項一般会計繰入金・1目一般会計繰入金を3,157万円減額しております。

これは、観光事業特別会計において実施することとしていた事業やイベントの開催が困難となり、減額するものであります。

○委員長（戎屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 次に、2項基金繰入金・1目観光事業運営基金繰

入金を3億1,725万5,000円追加しております。

地方公営企業法の財務規定等の適用にあたり、美祢市観光事業運営基金を廃止することとしたことによるものであります。

続きまして、歳出になります。

10ページ、11ページになります。

1款観光総務費・2項業務管理費・1目秋芳洞業務費、説明欄001秋芳洞管理運営事業を108万9,000円減額しております。

これは、POSレジ購入に係る入札減等であります。

○委員長（戎屋昭彦君） 早田観光振興課長。

○観光振興課長（早田 忍君） 次に、2款観光振興費・1項振興管理費・1目一般管理費、説明欄003情報発信体制強化事業を364万円減額しております。

普通旅費を50万円減額しております。

これは、国内の情報発信会に参加することとしていましたが、出向職員などに参加を依頼するなどしたため、旅費を50万円減額するものであります。

次に、秋吉台地域観光客誘致補助金として314万円減額しております。

これは、秋芳洞のカラー照明を活用し誘客を促進することとしていましたが、カラー照明の活用による照明植生やストレスを与えるイベントについては、植生の調査を踏まえて実施することとするため、減額するものであります。併せて、歳入、繰入金157万円を減額しております。

次に、008外国人観光客受入体制充実事業において、特別旅費62万6,000円を減額しております。

これは、国外の情勢が不安定なため旅行展が中止になったものや、ブースの確保ができなかったため出店できなかったもの、またレートの精査などによるものであります。

次に、014秋吉台・秋芳洞地域観光地再生事業として、報償金1,000万円、委託料6,000万円を減額しております。

これは、秋吉台・秋芳洞を再ブランディングし、安定的な入洞者を確保することで地域のにぎわいを創出し地域振興を図ることと、観光事業特別会計の安定的な経営を図るため実施することとしていたものであります。

本予算は5月の臨時会で提案し、附帯決議とともに可決いただき、説明を行って

おりましたが、9月議会において、当初計画した事業実施期間の確保がそれに伴い確保が困難なこと、事業実施内容に変更が生じたなどの理由により、一般会計・特別会計において、補正予算を提案させていただいたところであります。

特別会計においては継続審議となり、地域の合意形成や事業内容の検討を行いながら、12月議会において、9月議会で提案をさせていただいた補正予算の議決をいただき、それまでの間に頂いた御意見などを踏まえ、今後の事業実施の再構築について検討したところでありますが、業者の選定期間や業務実施期間を考慮すると効果的な事業実施が望めないなど考えられたため、今回報償金1,000万円、委託料6,000万円を減額するものであります。併せて、歳入、繰入金6,000万円を減額するものであります。

○委員長（戎屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 次に、3款基金積立金・1項基金積立金・1目観光事業運営基金積立金を5万2,000円追加しております。

次に、12ページ、13ページになります。

5款予備費を財源調整として3億6,104万円追加しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第3号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号美祢市東厚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（齊藤正憲君） 議案第22号は、美祢市東厚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

これは、平成29年3月に閉校となりました旧東厚小学校校舎について、地域のコミュニティセンターとして活用するため条例を制定するものであります。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第22号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号美祢市十文字工業団地水道施設設置条例及び美祢市十文字工業団地水道供給事業給水条例の廃止についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。西村商工労働課長。

○商工労働課長（西村明久君） 議案第25号美祢市十文字工業団地水道施設設置条例及び美祢市十文字工業団地水道供給事業給水条例の廃止について御説明をさせていただきます。

現在、美祢市十文字工業団地は13区画全てが完売し8社が操業されており、商工労働課におきまして給水施設を管理しておりましたが、給水施設を上下水道局へ管理運営の一元化を図ることとし、また美祢市十文字工業団地内事業者様へ令和元年11月14日から27日の間、事業所訪問を行い御理解も得られましたので、本施設を上下水道局へ移管することとし、本条例を廃止するものであります。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第25号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号美祢市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐伯建設課長。

○建設課長（佐伯憲一君） それでは、議案第26号美祢市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について御説明をいたします。

これは、道路構造令の改正に伴い、道路区分であります第3、4種の市道の新設または改築する場合における自転車通行帯の設置に関する基準を定めるとともに、自転車道の設置に関する基準を改める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容としましては、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、自転車通行帯を新たに規定し、自転車通行帯の設置要件を規定するように改めるものであります。

また、自転車通行帯の幅員は、道路交通法に基づく普通自転車専用通行帯と同様の1.5メートル以上とし、地形の状況、その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては1メートルまで縮小できるよう改めるものであります。

ただし、今後、自転車通行帯の設置につきましては、各条文に「地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない」とありますので、市道の新設または改築時に地形の状況により判断してまいりたいと考えてお

ります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。下井副委員長。

○副委員長（下井克己君） この条例を制定されたら、今から市道の改築とか改修とか、そういう時には必ず自転車道を設置というのが、まず条件として入ってくるということでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君） 佐伯建設課長。

○建設課長（佐伯憲一君） これにつきましては、施行の日以降に市道の改築、そして新設する場合につきましては、自転車通行帯を設計段階で考えると。それで地形の状況等を考えたときに、自転車の通行帯ができないということであれば、自転車通行帯を設置することにはしないということでございます。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 下井副委員長。

○副委員長（下井克己君） 現状、いろんな市道が多くあります。

私ども別府地区とかにいたしましても、そこまでして土地が——はっきり言って、道路用地が今度寄附という形になりますよね。そういう、そこまでしてやらんにやいけんのかという声が出てくると思うんですけど。

特別の場合は除くというふうにさっき言われたんですけど、地域の反対というのは、特別に入るんですか。

○委員長（戎屋昭彦君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） 先ほど佐伯課長のほうも説明いたしましたが、各条文のところにただし書きで、「地形の形状その他特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない」とありますので、今後道路を新設または改築する場合には、用地の確保が難しいとかっていう場合があるかと思いますが、費用もプラス——増してくるということもありますので、先ほど申されました、必要ないんじゃないのかというような場合につきましても、ただし書きにより、自転車道を設置しないということも可能ではあります。



以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第26号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号美祢市営住宅条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐伯建設課長。

○建設課長（佐伯憲一君） それでは、議案第27号美祢市営住宅条例等の一部改正について御説明をいたします。

これは、民法の改正に伴い、連帯保証人の規定及び敷金の規定、並びに修繕費用負担の規定などを改正する必要があるため、美祢市営住宅条例及び美祢市特定公共賃貸住宅管理条例、並びに美祢市定住促進住宅条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、連帯保証人の規定にあります現在の基準では、収入要件により連帯保証人を探すことが困難な場合が発生しております。

市営住宅の連帯保証人は、緊急時の連絡等の役割も重要であり、できる限り入居者の近親者になっていただくことが必要となりますので、連帯保証人の収入要件を緩和するために改めるものでございます。

次に、敷金の規定につきましては、家賃が変更されるたびに敷金の追加徴収等、入居者の負担が大きいことから、市営住宅条例に統一し、入居当初の家賃、入居者負担額に改めております。

次に、民法では、敷金の定義、及び賃借人は敷金を不履行の債務の弁済に充てることができることとすると規定が新設されたことに伴い、国が作成した市営住宅管

理標準条例が改正されたため、これに併せて改めるものでございます。

次に、修繕費用負担の規定につきましては、民法の改正により、通常消耗については、入居者との特約がない場合は賃借者は現状回復義務を負わないこととなったため、特定公共賃貸住宅管理条例に入居者が負担するものを具体的に列記するように改めるものでございます。また、国の作成した市営住宅管理標準条例に準じた規定となっている市営住宅条例に統一するよう改めるものでございます。

なお、この条例等は令和2年4月1日から施行するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第27号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号美祢市観光事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 議案第30号美祢市観光事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

これは、地方自治法の一部改正に伴い、本条例で引用する条項が繰り下がったことにより、所要の改正をするものであります。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑

はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第30号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和2年度美祢市観光事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） それでは、議案第16号令和2年度美祢市観光事業会計予算について御説明いたします。

公営企業会計の移行を令和2年度より行うものであり、また骨格予算として編成をいたしております。

予算書の1ページになります。

まず、第2条に規定する業務の予定量であります。

秋芳洞入洞者数を52万人、大正洞入洞者数を8,500人、景清洞入洞者数を1万7,000人、養鱒場鱒販売尾数を7万3,000匹と見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出の説明をいたします。

実施計画明細書を用いて説明をしたいと思っております。18ページになります。

まず、収入についてであります。

秋芳洞・大正洞・景清洞の観覧料として、観光収益を5億8,251万円、養鱒場収益は1,898万円、その他営業収益4,301万6,000円としております。これらを合わせた営業収益が6億4,450万6,000円となります。

次に、受取利息分及び配当金を24万1,000円、他会計負担金682万3,000円、補助金114万2,000円、長期前受金戻入1,696万8,000円、雑収益285万4,000円、特別利益160万円としております。これらを合わせた営業外収益が2,802万8,000円となりま

す。

これにより、収入総額である観光事業収益が6億7,413万4,000円となります。

次に支出についてであります。

19ページになります。

まず、秋芳洞業務費を1億120万6,000円としております。

観光業務職員アテンダントを会計年度任用職員として任用することとしております。また、観覧料等に係るキャッシュレス決済手数料を見込んでおります。

次に、大正洞・景清洞業務費を1,957万3,000円としております。

次に、20ページになります。

養鱒場業務費を2,624万3,000円としております。

マスの付加価値化を図るため、引き続き山口大学との共同研究を進めることとしております。

次に、リフレッシュパーク・家族旅行村業務費を8,203万5,000円としております。

指定管理料を指定管理委託料として7,220万円を計上しております。

○委員長（戒屋昭彦君） 早田観光振興課長。

○観光振興課長（早田 忍君） 次に、5目観光振興費を1億1,038万円としております。

下から3番目、旅費を383万3,000円としております。

これは、東アジアでのエージェント訪問や観光客誘致、商談会に参加するための特別旅費や、東京・大阪などの都市圏域での情報発信会や商談会の出張旅費であります。

次に、21ページを御覧ください。

上から4段目、委託料を279万6,000円としております。

主なものは、台湾国内の業務に従事するスタッフの業務委託料であります。

次に、賃借料を105万4,000円としております。

主なものは、台北観光・交流事務所の賃借料であります。

次に、補助金を7,853万2,000円としております。

交流人口の拡大と観光の振興を図るため、美祢市観光協会の運営基盤の強化や本市の観光プロモーション業務や各種観光イベントを実施し、国内外からの観光客を誘致するものであります。

主なものとして、観光プロモーション事業1,278万円、観光事業基盤補助金として2,982万円、秋吉台観光まつり950万円となっております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 次に、総係費を9,958万5,000円としております。

秋吉台のガイドを、現在アテンダントが実施しておりますが、体験プログラムの1つとして、長者ヶ森駐車場周辺でセグウェイによるガイドツアーを実施したいと考えております。

次に、22ページになります。

減価償却費を6,843万5,000円、資産減耗費を299万9,000円としております。

これらを合わせた営業費用が5億1,045万6,000円になります。

次に、支払利息及び企業債取扱諸費を8万3,000円、繰出金476万3,000円、消費税及び地方消費税3,805万2,000円としております。

これらを合わせた営業外費用が4,289万8,000円になります。

次に、特別損失を1,755万9,000円としております。

これは、令和元年度分の消費税及び地方消費税と賞与等引当に係るものであります。

次に、予備費を500万円としております。

これにより、支出総額である観光事業費用が5億7,591万3,000円となります。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出になります。

収入についてはございません。

支出になります。建設改良費を363万9,000円としております。

主なものとして、秋吉台家族旅行村に木製遊具を設置することとしております。

また、固定資産購入費を359万3,000円としております。カルスト展望台の双眼鏡等を購入することとしております。

これらを合わせた建設改良費が723万2,000円となります。

次に、企業債償還金を105万円、他会計借入金償還金1,388万5,000円、予備費を500万円としております。

これにより、支出総額である資本的支出が2,716万7,000円となります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,716万7,000円は引継現

金で補填することとしております。

2 ページにお戻りください。

第4条の2 特例的収入及び支出についてであります。

これは、令和元年度の観光事業特別会計が3月末をもって打切決算した際の未収金1,127万1,000円、未払金を3,590万5,000円とするものであります。

次に、予算概要資料の2 ページになります。

令和2年度の予定損益計算書になります。

当年度純利益が9,756万3,000円になる予定であります。

以上で説明を終わります。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたします。

入洞者数52万人で見ておられますけど、これはあれですか、来年度ということで、今年は何のぐらいたったんですか。

○委員長（戎屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 秋枝委員の御質問にお答えいたします。

今年、令和元年度の特別会計の当初予算の目標人数は、秋芳洞53万人で設定をいたしております。

52万人の根拠ということでございましょうが、昨年、再生事業を提案をさせていただきました。その際、観光事業特別会計の収支計画を説明をさせていただいておりますけれども、この収支計画をつくる際には、入洞者数を過去10か年の入洞者数、それから昨年の8月ぐらいまでの入洞者を基に推計をして、そのときの収支計画上は、令和2年度の秋芳洞の入洞者を約51万人として設定をさせていただいたところ です。

実際、令和——昨年の4月から6月末ぐらいまでは対前年20%増ぐらいで、入洞者が増えている状況でございました。8月以降、国際的な政治情勢を受けて、韓国からのお客様が激減しているというような状況であります。

今現在におきましては、新型コロナの影響でかなりお客様が減っているような状況でありますけれども、こういった特殊要因がありますけれども、努力目標値として52万人と目標値を設定させていただいたところであります。

以上であります。

○委員長（戒屋昭彦君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） ありがとうございます。

もう今2月末ですけど、令和元年度の入洞者数は、おおよそは出ておると思うんですけど、幾らぐらいになっておりますでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 秋枝委員の御質問にお答えいたします。

秋芳洞の1月末の入洞者状況でいいますと、対前年が0.65%増という状況であります。この2月の状況なんですけども、2月単月でいいますと、2月の26日までの状況でいいますと、対前年約1,300人ぐらい減少している状況であります。

そういったことから推察しますと、昨年が入洞者47万6,282人なんですけども、そのぐらいか、もしかしたらそれ以下になるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑はございませんか。下井副委員長。

○副委員長（下井克己君） セグウェイを借りられるということなんです。これ、借りられるんですか、購入されるんですか。

また、今観光協会のほうで1人乗りの電気自動車ですか——というのもあると思うんですけど、今その電気自動車の状況、使用がどれぐらいなのか。またセグウェイを借りるにしても買うにしても、故障——故障というか、破損した場合どのようになるのか、その辺をお知らせ願います。

○委員長（戒屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 下井副委員長の御質問にお答えいたします。

セグウェイにつきましては、今の予定はリースをする計画であります。購入とリースを考えたんですけども、リースをすることによりまして、地方創生推進交付金、財源の確保が見込めるということがございましたので、そういったことも考えましてリースということで考えております。

故障した場合の対応ですけども、リース期間中はもちろん補償があると思いますし、万が一リース期間中故障があった際には、手配すれば翌日——翌日というか、近日中に新しい機械を送っていただける、そういったことは確認をいたしております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 早田観光振興課長。

○観光振興課長（早田 忍君） 下井副委員長の御質問にお答えします。

コムスの利用状況ということでございます。

観光協会のほうに、昨年度末にちょっと確認をしましたところ、10回程度の利用であるというふうなことを伺っております。やはり利用回数が少ないというのは、観光協会のほうにコムスがあるという情報発信ができていないものというふうと考えております。今後は情報発信をしっかりと、利用の促進に努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 下井副委員長。

○副委員長（下井克己君） 長者ヶ森の駐車場のところで、セグウェイ——セグウェイの件なんですけど、そこで貸し出すということなんですけど、あそこに管理事務所なんか造って——それともどちらのほうで貸し出しして、あそこで使っていただくということでしょうか。

またそのときに、管理の面はどうなるんでしょうか。秋吉台上、セグウェイでどこでも通れるとは思えないんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 下井副委員長の御質問にお答えいたします。

セグウェイにつきましては、自由にお乗りくださいというような形で運用を考えておりませんで、あくまでもガイドツアー、アテンダントが先頭でガイドをしながら後ろをお客様がついていく、そういうことで考えております。

どこでも通れるわけではございませんので、今想定しておりますのは、長者ヶ峯の展望台が——美東の展望台と言ったほうが分かりやすいのかもしれませんが、あのところから長者ヶ峯、一番高い山まで舗装路がございます。通常は、一般入れないように管理道として閉鎖されているんですけども、そこを有効に活用しながら、また旧育成牧場跡地なんかもございますので、そういったところも活用していきたいというふうに考えております。

それから保管場所についてでございますけれども、今現在は観光センター周辺の倉庫に直そう——保管をし、使用するときを持って行こうというふうに思っております。



ます。

基本的には予約制で、予約を受け付けて、あったときに持って行って対応するというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 下井副委員長。

○副委員長（下井克己君） 観光センターに置かれるよりカルスターに置かれたらどうですか。カルスターで展示して、これ乗れるんだよというふうなことで、お客さんがその日は乗らなくても、次にまた来られて乗られるということが考えられるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君） 千々松観光総務課長。

○観光総務課長（千々松雅幸君） 下井副委員長の御質問にお答えします。

保管場所、カルスターにつきましてでございますけども、台数とかスペースの問題もありますので検討させていただきたいというふうに思います。

また、ほかに見えるような場所というところも併せて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） その他質疑ございませんか。猶野委員。

○委員（猶野智和君） 冒頭に市長がコロナウイルス関連のことを御説明いただきましたが、観光に関しても、コロナウイルスの影響は物すごく大きく関わってくるだろうというのは、皆さんもう考えていらっしゃると思います。

今も入洞者数52万人という予測であります、多分これを大きく、補正か何かで書き直していかなければ、現実とは多分乖離していくものになっていくだろうなどは思っております。

今現在、この春休み、学校が休校になると、1か月以上なるということは、通常学校が休校になれば、その間に家族連れが観光に回ってくれるというのが今までの常ではありましたが、今回だけは話が別で、皆さんが常日頃、交流人口を増やすために一生懸命いろいろな政策を打たれてますが、今、国レベルで意図的に交流人口を減らすという決断をしたのだと思います。

これに一番最初に影響を受けるのは、こういうイベント、娯楽、観光だと思えますので、ここに関して、既に現場ではいろいろな影響が出てるというのを聞いてお

ります。

まず春休みに関するものは、もう悲惨なことになると思いますし、春の修学旅行、ゴールデンウィーク明けから梅雨前ぐらいまでは常々ある春の修学旅行ですが、実際もうこれが全てキャンセルになって、秋にシフトしていくという話は聞いております。

実際、本当秋にまた改めて来てくれればいいですが、キャパには限界があって、春にキャンセルしたところは確実にここに来てくれるとも限りませんので、いろいろなことが今起こってきております。観光だけではなく、商業に関わる皆さん方にも、喫緊の大きな問題になってきています。

以前、ちょっと執行部の方と少しお話したときがありますが、こういうときに、もう大きな災害だと思っています。台風ですとか、地震などと近いことで、疫病による日本レベルの災害が降り注いでいるときに、ほかの業界では割と手厚い、その時の手当てとといいますか、そういうものがあるんだが、商業に関するものでは、なかなかそういうものが今まではないという、そこでいろいろな手助け、行政関係の手助けは、なかなかないっていう話は聞いたんですが、ここは日本が初めて経験する疫病による大災害に入ってきたと思いますので、そのあたりはちょっと考えていただきたい。

例えば、国レベルにお願いすることもあると思いますし、美祢市ができること、この春、ゴールデンウィークぐらいまで影響を受けるということになれば、その頃にはいろいろな市でも——春は消費税を値上げした部分の影響も出てくるでしょうし、5月以降でしたら市税とか、そのあたりのことも関わってきます。

そのあたりで、市ができることを一生懸命、ちょっと頭で考えていただいて、業界にできるだけ影響がないように考えていただきたいと思います。

そこがもう観光ではなくて、もしかすると総務のほうになってくるのかもしれませんが、そのあたり市として、執行部として、業界に対するコロナウイルスの影響はどのようにお考えになっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

委員おっしゃるとおり、このコロナウイルスにつきましては、かなり深刻な問題というふうになっておりますし、これがいつまで続くのかというところは、まだま

だ見えない状況にあります。しかしながら、現時点でも、既に経済面におきましての影響というのは多少出てるというところがございます。

美祢市内で申しますと、山口県の商工会連合会のほうから商工会に対しまして各事業所に調査を行いました。

その結果といたしましては、大半の方はそれほど影響がないという回答をされておるようですけども、秋吉台地域の商売をやられてる方、あるいは自動車産業のほうでも、やはり海外の製造がストップされてるというような状況から、部品が入らないというような状況になってる、そういう工業関係の方もいらっしゃるということの情報を頂いております。

そういったようなことを受けまして、まず国のほうでは、コロナウイルスの影響に対する事業者への支援策として、経済産業省のほうから資金繰りの関係で約5,000億円ですか——規模で支援するという支援策を打ち出しておられます。

一方、県のほうでございしますが、県の中小企業制度融資ということで、経営安定資金という形で最高額8,000万円の融資ということで、一応施策を打たれていらっしゃいます。

一方、美祢市独自のものでいいますと、美祢がんばる企業応援資金融資制度というのがございます。こちらにつきまして、現在市長のほうから指示がございまして、この融資枠を最大限広げていき、美祢市内の方の、こういうふうな社会情勢による経営の負担等に対応するために、市としての融資制度の枠を広げるよう、市中銀行と早急に協議をして、その辺の対応をするようにという指示を受けております。

早速、来週の月曜日になりますが、市中銀行とその辺の協議を行い、枠の拡大ということを前提とした検討を行いたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） 日々、急激に状況が変わってきているということで、執行部のほうもそれについていくのは大変なことだとお察しします。これからも多分、急激に状況が変わってくるかもしれませんので。

一番いけんときに我々議員も市長も選挙に入っていくということで、一番不安定な——政治的にも不安定な時期とちょうどぶつかってしまうということなので、そこは執行部の皆さんはずっと継続していらっしゃると思いますので、春の——今度

本格予算の時には、こういう危機的な状況も含んだ、考慮した予算組みをぜひしていただきたいとお願いして、きょうは終わります。

○委員長（戎屋昭彦君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） 委員言われますとおり、日々状況的に変わっているという状況でございます。早急な対策ということの必要性っていうのは実感として感じております。

そういったような中で、コロナウイルスの対策に伴う補正——お金が発生する場合には、この3月の会期中の中で補正というところも一つ視野に入れて、早急に検討していくということで考えております。

○委員長（戎屋昭彦君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第16号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号市道路線の廃止について及び議案第34号市道路線の認定については関連がありますので一括議題といたします。執行部より説明を求めます。佐伯建設課長。

○建設課長（佐伯憲一君） それでは、議案第33号市道路線の廃止についてから御説明をいたします。

路線位置図につきましては、2ページから3ページを御覧ください。

これは、市道と隣接する県道の一部区間が移管されることに伴い、現市道の区間と県から移管される区間を同一市道路線として維持管理するため、市道山田瀬々川線及び市道聞波秋芳線の2路線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する第8条第2号の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第34号市道路線の認定について御説明をいたします。

路線の位置図につきましては、2ページから5ページを御覧ください。

これは、消防庁舎・消防防災センター建設に伴い、国道435号から消防庁舎・消防防災センターに接続する道路の1路線につきましては、美祢市道路認定基準第3条第1項第2号に基づき、市道吉則下3号線とするものでございます。

また、議案第33号で市道認定を廃止する区間と移管される県道の一部区間を含め同一の市道路線とする、市道御坊瀬々川線及び市道山田八重ヶ原線の2路線でございます。さらに、県道が移管される市道山田八重ヶ原支線の1路線でございます。

今御説明しました4路線について市道認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それではまず、議案第33号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第34号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案9件につきましても

審査を終了いたしました。

○委員長（戒屋昭彦君） その他、委員の皆様方から、所管事項につきまして何かございましたら発言をお願いいたします。猶野委員。

○委員（猶野智和君） 冒頭で市長のほうから、卒業式に関して大きく内容を変えて対応するというお話がありましたが、具体的にどのような形になるか、分かってる範囲で教えていただければと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 金子教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） 猶野委員の卒業式に係る御質問にお答えをしたいと思います。

昨日でございましたが、県の教育委員会のほうから通知っていいですか、情報がありまして、県ですから高校になりますけども、高等学校におきましては、告辞——教育委員会の告辞でございますが、これは読まなくて掲示するというふうなこと。

それと、公的な来賓は控える、例えば県知事とか、県の教育長でありますとか、そういった方は例年、各学校のほうに出席をされているということですが、これについても参加はされないということ。

それと、県議会議長の祝辞も、読むのではなくて掲示をするという形にするということでもございました。

これを受けまして、美祢市教委でも、きのう教育委員会会議がございまして、委員の皆様方にもお話をしてお話をしてお聞きをいただいたわけでございますが、その内容につきましては、市教委といたしましても卒業式には出席をしないということで、県と同じように、告辞は各学校にお送りして掲示をしていただくという形にしました。

それと、地元の来賓の方を——議員方をはじめ駐在所でありますとか、そういった方に各校から御案内を差し上げておろうかと思っております。その御来賓の皆様につきましても、御出席については御遠慮していただくということで考えております。どうしても御出席っていうか、出席が必要ということであれば、学校運営協議会の会長をお一人ほど呼ぶということで行おうということでも考えておりまして、きのう教育委員会会議で決定をさせていただきました。

それを受けまして、昨日の夕刻ですが、急にまた安倍首相のほうから、小中学校を臨時休校にするということを受けまして、それから局内で協議をいたしました結果、卒業式の出席者につきましても、もう卒業生のみということで、保護者については、

これはもうちょっと出席をしていただかざるを得ないということで、だから卒業生とその保護者、それと教職員、それとあと、送辞につきましては、送辞を言っていただく児童生徒の皆さん代表で、お一人に出席していただく、もしくはビデオに撮りまして流すとかいうような方向性で今考えております。

いずれにしても、卒業式は必要最低限の人数におきまして行うということで、行うに当たりまして、できる限りの、例えば消毒液でありますとか、マスクでありますとか、そういった対応を取って実施をするようにということで、各学校のほうには通知をしているところでございます。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） さっきお話があったように、安倍首相のほうから休校するというお話があって、そのときに話題になったのが、働いていらっしゃる御家庭への対応だと思いますが、大阪かどこかでは、どうしてもお子さんを預ける場所がない場合は学校が対応するというので、自治体のほうでそういう話もあったようですが、美祿市においては、どうしても御家庭で対応できないという場合はどう対応されるか、そのあたりちょっとお聞かせください。

○委員長（戎屋昭彦君） 金子教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） 児童クラブ、放課後児童クラブということで、これは、学校が終わりましたら、御家庭に保護者の方、子どもを見られる方がおられない場合に児童クラブに行っております。

今回、休校という形になりますので、児童クラブは午前中から開かれることになります。児童クラブでまず対応をしたいというふうに考えております。

当然、児童クラブも定数、定員というキャパシティはございますので、入れないということもあろうかというふうに考えておりますが、これにつきましては、今考えてるのは臨時的に、例えば公民館の一室であるとか、そういったところに開設をして、当然児童クラブも世話をする方がおられますので、そういった方の必要人数の確保というのがありますから、これにつきましては、例えば学校関係者でありますとか——教職員になりますが、そういった方も御協力いただきながら、御家庭で一人で子どもがいることのないような体制のほうをつくってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） ほかにございませんか。下井副委員長。

○副委員長（下井克己君） きょうのニュース等を見ておまして、春休み前——始まるまでが休校というふうな自分の記憶にあるんですけど、先ほど市長は、春休み明けまでと言われました。だから、春休み含むわけですね。それは市が判断したということで、その判断は、休校しない判断もあり得るということは、たしか文科省も言われてると思うんですけど。

生徒、中学3年生、2年生、小学校6年生も授業日数の不足といたしますか、それはさほど関係ないかもしれませんが、そのあたりはどのようなお考えがあるのか。国のほうから今から指針が出るとと思いますが、教育長としてどのようにお考えかお聞きします。

○委員長（戒屋昭彦君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） それでは、下井副委員長の御質問にお答えをさせていただきます。

既に文部科学省のほうから、生徒の諸課題について、児童生徒の諸課題については柔軟な対応をするようにということを受けておまして、子どもさん方の授業の日数の減等についても、きちんとした形で対応していく所存でございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） ないようでございましたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後0分03閉会

---



上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年2月28日

教育経済委員長